

雫石町公開型地理情報システム（GIS）  
構築業務委託  
特記仕様書

令和8年4月  
岩手県雫石町  
(担当課：総合政策課)



# <目次>

第1章 総則.....	1
第1条 適用範囲.....	1
第2条 実装の背景・目的.....	1
第3条 履行場所.....	2
第4条 履行期間.....	2
第5条 担当課及び納品場所.....	2
第6条 業務概要.....	2
第7条 費用の考え方.....	3
第8条 協議・打ち合わせ.....	3
第9条 準拠する法令等.....	4
第10条 再委託の禁止.....	5
第11条 守秘義務及びセキュリティの遵守.....	5
第12条 配置技術者.....	6
第13条 権利.....	6
第14条 資料の貸与と使用制限.....	6
第15条 関係機関への手続き等.....	6
第16条 土地の立ち入り等.....	7
第17条 安全の確保.....	7
第18条 契約不適合責任.....	7
第19条 損害賠償等.....	7
第20条 運用終了時の処理及び引継ぎ.....	7
第21条 完了検査.....	7
第22条 疑義.....	8
第23条 その他.....	8
第2章 計画準備・資料収集整理.....	9
第1条 業務計画.....	9
第2条 計画準備.....	9
第3条 進捗報告.....	9
第4条 資料収集整理.....	9
第3章 システム構築.....	10
第1条 システム概要.....	10
第2条 システム基本要件.....	10
第3条 システム利用環境.....	12
第4条 環境設定.....	12
第5条 データセンター要件.....	13
第6条 システムの非機能要件.....	13

第7条 デジタル庁「モデル仕様書機能要件」への対応.....	13
第4章 データ要件.....	15
第1条 空間参照.....	15
第2条 データの空間的範囲.....	15
第5章 ソフトウェア・ミドルウェア等の調達.....	16
第1条 ソフトウェア・ミドルウェア等の調達.....	16
第2条 住宅地図データの調達.....	16
第3条 民間地図データの調達.....	16
第6章 空中写真撮影及びオルソ画像データ作成.....	17
第1条 空中写真撮影及びオルソ画像データ作成概要.....	17
第2条 空中写真撮影.....	17
第3条 オルソ画像データ作成.....	20
第7章 衛星画像データの調達.....	22
第1条 衛星画像データ調達概要.....	22
第2条 計画準備.....	22
第3条 衛星画像データの調達.....	22
第4条 使用許諾範囲.....	22
第8章 データ更新・住民通報対応基盤の整備.....	24
第1条 既存レイヤの移行・整備.....	24
第2条 追加レイヤの整備.....	26
第9章 システムセットアップ等の各種要件.....	30
第1条 公開型 GIS データセットアップ.....	30
第2条 データ更新・住民通報基盤データセットアップ.....	30
第3条 検索テーブルの設定.....	30
第10章 テスト.....	31
第1条 サービス提供における取扱い.....	31
第2条 テスト計画書の作成.....	31
第3条 テストに係る要件.....	31
第11章 操作研修及び操作マニュアルの作成.....	32
第1条 操作研修.....	32
第2条 操作マニュアルの作成.....	32
第12章 運用サポート.....	34
第1条 システムの運用保守.....	34
第2条 システム運用支援.....	36
第13章 成果品.....	38
第1条 成果品の提出.....	38

## 第1章 総則

「雫石町公開型地理情報システム（GIS）構築業務委託 特記仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、岩手県雫石町が行政情報（防災や行政区等の行政情報等）をインターネット上で公開することを目指し、地理情報システムを実装するため、業務委託の目的、業務概要、遵守法令や作業内容等を定めるものである。

### 第1条 適用範囲

本仕様書は、雫石町（以下「発注者」という。）が発注する「雫石町公開型地理情報システム（GIS）構築業務（以下「本業務」という。）」に適用するもの。

### 第2条 実装の背景・目的

デジタル技術の急速な進展や少子高齢化に伴う社会環境の変化により、行政に対する住民ニーズは多様化している。一方、本町が保有する地図情報は、担当部署ごとに個別システムやPDFデータ、紙台帳で分散管理しているため、情報を必要とする住民や民間事業者の利便性は、現状低い状況である。

このような状況は、住民等の迅速かつ適切な行動を妨げ、利便性を損なうだけでなく、特に発災時の緊急化を想定すると、住民等の安全と安心を担保することができない。デジタル社会において、行政が住民の暮らしと財産を守る使命を果たすためには、庁内に分散している情報の一元化とインターネットを通じた行政情報のオンライン提供、住民等と行政が双方向に地域の課題を解決する仕組みが必要不可欠である。

本業務では、これまでの「地図を閲覧するのみ」といった情報提供の在り方から脱却し、住民等が時間や場所の制約を受けずに正しい行政情報を取得することができ、また、行政と住民等が互いに地域内の最新情報を共有することで、住民等の利便性向上と地域の活力向上に資するため、公開型地理情報システム（以下「公開型GIS」という。）を構築する。なお、本業務の範囲で構築するサービスは主に次のとおり。

#### （1）公開型GISの構築

住民等の多様な主体がインターネットを通じてデータを取得し利活用することで、地域課題の解決や新たな価値創造につながる分析、効果的な意思決定を支援し、地域に貢献できる利便性の高い住民サービスと行政情報の透明性を実現できる公開型GISを構築する。なお、公開型GISは住民等が閲覧し活用することを踏まえると、地域の現状に即した最新情報を提供するシステムでなければならないことから、本業務では最新の空中写真やオルソ画像、衛星写真等のベースマップとなる重要な地図データと公開するレイヤを整備する。また、住民等が道路損傷等を発見した際に公開型GISを通じて通報できる機能を搭載したシステムとして整備することを想定している。

#### （2）公開型GISデータ更新・住民通報対応基盤の構築

公開型GISで表示するデータを更新するバックエンドの仕組みとして、公開型GISデータ更新・住民通報対応基盤（以下「データ更新・住民通報基盤」という。）を構築する。データ更新・住民通報基盤は、公開型GISを閲覧する住民等へ町内で日々変動する情報

を常に新しい情報として提供するために、担当職員以外でも即座に公開型 GIS への情報反映を可能とする更新基盤として構築する。また、公開型 GIS を通じて住民等から寄せられた道路損傷等の地域課題の位置情報をデータ更新・住民通報基盤で正確に受信し、職員が対応状況を管理、対応の進捗を公開型 GIS 側へ反映させることで、住民等の満足度向上へ寄与しようとするものである。

### 第3条 履行場所

岩手県 雫石町 地内外

### 第4条 履行期間

本業務の履行期間は次のとおりとする。

(1) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(2) システム導入準備期間（試験稼働を含む）

契約日から令和9年2月末日までとする。

(3) システム本稼働及び動作調整期間

① 令和9年3月1日には本稼働すること。

② 令和9年3月末日までに動作調整を完了すること。

(4) その他

① 本稼働後のシステム使用料及び運用保守業務委託料（令和8年度分）については、本業務に含めること。

② 支払方法等は、契約締結時に取り交わす契約書記載の方法に基づき処理すること。

### 第5条 担当課及び納品場所

岩手県雫石町 総合政策課

### 第6条 業務概要

本業務の概要は下記のとおりとする。

- (1) 計画準備・資料収集整理
- (2) システム構築
- (3) データ要件
- (4) ソフトウェア・ミドルウェア等の調達
- (5) 空中写真撮影及びオルソ画像データ作成
- (6) 衛星画像データの調達
- (7) 共用空間データ整備（既存データの移行・レイヤの追加）
- (8) システムセットアップ等の各種要件
- (9) テスト
- (10) 操作研修及び操作マニュアルの作成
- (11) 運用サポート
- (12) 成果品

## 第7条 費用の考え方

構築費用並びに運用期間に発生する費用は、見積書にすべて明記すること。

- (1) 構築費用（初期費用）
  - ① システム導入にあたり、必要な初期導入費用を記載すること。
  - ② 発注者が保有する地図情報等、紙面情報の電子データ化や既に保有する電子データの加工に発生するデータ整備費用について、必要な経費を記載すること。
- (2) 運用費用
  - ① 本システムの運用開始後に発生する費用（保守を含む利用料金）を記載すること。記載の際は単価（月額）として記載すること。
  - ② 運用費用の支払いについては、本格稼働後から開始するものとする。
- (3) その他の経費
  - ① 提案書に記載した有償オプションについては、契約期間中に発生する費用を運用費用として見積書に記載すること。
- (4) 本システムを利用する地方公共団体共通で対応すべき事項にかかる費用
  - ① 国の法改正により、本システムを利用する地方公共団体全体に対して対応すべき機能改修等は、標準仕様として追加経費の請求無く提供すること。
  - ② 追加経費が必要となる際は、追加経費の積算根拠等が分かる資料を提示し、発注者と協議の上、承認を得ること。

## 第8条 協議・打ち合わせ

本業務を遅延なく実施するために、契約期間中の打ち合わせ協議は、定期報告として月1回程度の定期報告会を開催すること。なお、定期報告会以外の打ち合わせ協議が必要な場合は、基本回数にとらわれず、必要に応じて適宜実施すること。打ち合わせ協議の開催にあたっては、進捗報告書、課題管理表、変更管理票、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

また、打ち合わせ協議を行った際は、その都度、会議録等を2部作成し、発注者の承認を得ること。承認後は、発注者及び受注者が各1部ずつ保管すること。

打ち合わせ協議や操作研修会等を含むすべての作業について、リモート環境による実施も視野に入れつつ、対応を適宜検討すること。リモート環境による打ち合わせ協議等を行った場合も、その都度会議録等を作成し、発注者の承認を得ること。

## 第9条 準拠する法令等

本業務の実施にあたり、以下、関連する法令及び条例等を遵守すること。

- (1) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号、最終改訂：令和4年6月17日）及び同施行令、同施行規則
- (2) 国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月31日国国地大190号）及び同作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、令和5年3月31日一部改正）
- (3) 測量業務共通仕様書（岩手県県土整備部）（令和4年10月1日）
- (4) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年5月30日法律第63号）
- (5) 電子自治体の取組みを加速するための10の指針（平成26年3月総務省）
- (6) 国土交通省国土地理院：空間データ製品仕様書作成マニュアル 平成26年4月改正」
- (7) 国土交通省国土地理院：製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改定版（案）」
- (8) 国土交通省国土地理院：地理情報標準第2版（JSGI2.0）
- (9) 国土交通省国土地理院：地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014
- (10) 統合型GIS推進指針（平成20年3月総務省）
- (11) 地域情報プラットフォーム標準仕様\_GIS共通サービス標準仕様（APPLIC-0002-2018）
- (12) 地域情報プラットフォーム標準仕様\_GIS共通サービスガイドライン（APPLIC-0002-2018）
- (13) GIS共通サービス基本提案書（APPLIC-0009-2010-06）
- (14) デジタル庁：デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムのカタログ『モデル仕様書』
- (15) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）及び同施行令、施行規則
- (16) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び同施行令・施行規則
- (17) 国土基本図図式規程（国土地理院監修）
- (18) 個人情報保護法（平成15年法律第57号、最終改訂：令和5年11月29日）同施行令
- (19) 情報セキュリティ対策に関する規程（平成31年3月29日訓令第1号、最終改訂：令和4年3月30日）
- (20) 雫石町契約規則（平成26年3月19日規則第5号、最終改訂：令和7年3月28日）
- (21) 雫石町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月12日条例第18号、

最終改訂：令和 6 年 12 月 13 日）及び同施行規則

- (2 2) 雫石町情報公開条例（平成 12 年 3 月 21 日条例第 1 号、最終改訂：令和 7 年 3 月 10 日）
- (2 3) 雫石町公共測量作業規程（平成 21 年 12 月 8 日国国地 710 号）
- (2 4) その他関係法令、規則等

## 第 10 条 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することについて、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 第 11 条 守秘義務及びセキュリティの遵守

- (1) 受注者は、本業務で知り得た情報を発注者の承認を得ずに他へ漏らしてはならない。また、この取り扱いは、契約期間の満了または解約により契約が終了した後も同様とする。
- (2) 前条に基づき、本業務の一部を第三者に委託することについて、書面により発注者の承諾を得た場合も同様に、第三者は本業務で知り得た情報を発注者の承認を得ずに他へ漏らしてはならない。
- (3) 本業務は、高度な情報処理技術を要するものであり、取り扱うデータの性質等から、受注者は行政情報（貸与資料）等に対するセキュリティ管理の徹底を保証するため、以下の関係資格を取得している場合は、契約時に登録証の写しを提出すること。なお、下記（※）が付されている資格については、承認・認証を受けていることを必須とする。
  - ① LGWAN-ASP サービス提供事業者として登録されている資料の写し（※）
  - ② JISQ27001 (ISO/IEC27001) 情報セキュリティマネジメントシステム（※）
  - ③ JIP-ISMS517-1.0 (ISO/IEC27017) ISMS クラウドセキュリティ
  - ④ JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)（※）
  - ⑤ JISQ20000 : 2012 (IT サービスマネジメントシステム)
  - ⑥ JISQ9001 (ISO9001) 品質マネジメントシステム
  - ⑦ JISQ14001 (ISO14001) 環境マネジメントシステム

## 第12条 配置技術者

本業務を実施するにあたり、次のとおり配置技術者を置くものとする。

技術者名称	概要
管理技術者	管理技術者は、業務全体を管理する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「測量士」の資格を有する者。</li><li>・ LGWAN-ASPによる地理情報システムの構築実績を有する者。</li><li>・ 過去10年以内に地方自治体において、公開型GISの構築業務の実績（管理技術者、照査技術者等）を有する者。※管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。</li></ul>
照査技術者	照査技術者は、本業務で構築した各種システム及び搭載した地理情報を精査する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者。</li><li>・ LGWAN-ASPによる地理情報システムの構築実績を有する者。</li><li>・ 過去10年以内に地方自治体において、公開型GISの構築業務の実績（管理技術者、照査技術者等）を有する者。※管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。</li></ul>
担当技術者	担当技術者は、導入するソフトウェア（OS、ミドルウェアを含む。）に関する専門知識や最適なシステム構成の設計、構築、運用に関するコンサルティングを行う。また、業務改善やシステムのカスタマイズ抑制、品質向上を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ LGWAN-ASPによる地理情報システムの構築実績を有する者。</li><li>・ 過去10年以内に地方自治体において、公開型GISの構築業務の実績を有する者。</li></ul>

## 第13条 権利

本業務による成果品の著作権・所有者は、システムの整備・構築において使用する市販ソフトウェアの著作権（受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む）を除き、全て発注者に帰属するものとし、これに係る費用は本業務委託料に含まれるものとする。

## 第14条 資料の貸与と使用制限

発注者は本業務を実施するにあたり、必要となる資料を受注者に貸与するものとする。受注者は貸与を受けた資料の取り扱い及び保管にあたっては、亡失・汚損・破損等のないよう万全の注意を払うものとし、使用後は速やかに返却すること。また受注者は発注者の承認なくして貸与を受けた資料を複製してはならない。

## 第15条 関係機関への手続き等

本業務に必要な関係省庁等への諸手続きは、発注者の承認を得たうえで、受注者の責任において行うものとし、関係書類の写しを発注者に提出すること。また、受注者は、本業務を

実施するにあたって、関係機関等との折衝を必要とする場合または折衝を受けた場合は、遅延なく書面をもって発注者へ報告するとともに、発注者の指示を受けるものとする。

#### **第16条 土地の立ち入り等**

受注者は、本業務の実施にあたり、国・公有及び私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ発注者及び土地所有者等の了解を得ることとし、調査の際には測量法第15条に基づく身分証明書を必ず携行すること。また、現地で土地所有者、住民、事業者等から接触を受けた際は、遅延なく発注者へ報告すること。

#### **第17条 安全の確保**

受注者は、本業務の実施にあたり、作業者の安全の確保について、適切な措置を講じなければならない。また、本業務において生じた事故は、受注者が原因、経過、被害内容等を速やかに発注者に報告するものとし、受注者が一切の責任を負い処理すること。

#### **第18条 契約不適合責任**

発注者は、引き渡された成果品が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果品の補修または代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。なお、上記請求は、成果品の納品後1年間を保証期間とし、この保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、受注者の責任において無償で関連する項目を再検査し、不良箇所等を修正しなければならない。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。

保証期間終了後でも、特に重要な瑕疵がある場合は、さらに1年間責任が継続するものとし、これに係る費用は受注者の負担とする。

#### **第19条 損害賠償等**

受注者は、本業務の遂行中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、その発生原因、経過、被害内容等について、速やかに発注者へ報告すること。また、損害賠償の請求があった場合、全て受注者の責任においてその解決を図り、処理することとする。

#### **第20条 運用終了時の処理及び引継ぎ**

本業務で構築したシステムの運用終了時には、搭載した全てのデータを取り出し、発注者が指定するフォーマット（TIFF・Shape・CSV形式を基本とする。）で電子記録媒体に格納し、発注者へ無償で引き渡すこと。その際、当該システムにおいて関連付けにより利用されたデータは、その関係が分かるような資料もしくはデータの作成を行うこと。また、引継ぎのためのデータを発注者が確認した後は、受注者は速やかに当該システムのデータを完全に消去し、その結果を発注者へ報告すること。その際、受注者に発生する費用については、発注者に別途請求しないこと。

#### **第21条 完了検査**

本業務は、業務完了届及び成果品納品書とともに成果品を提出し、管理技術者立会いの上、

発注者の完了検査を受け、検査合格により業務完了とする。なお、業務完了後といえども成果品に誤り及び品質基準を満たしていない箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者は責任をもって再確認し、直ちにその誤り等を訂正しなければならないものとする。

## 第22条 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者は誠意をもって協議を行うものとする。また、受注者は協議の結果に基づいて業務を遂行すること。

## 第23条 その他

- (1) 本業務は、発注者が地域未来交付金（デジタル実装型）に採択された事業として、実施するものである。当該交付金の実施計画に沿ったサービス実装を行うものとする。
- (2) 本業務はデジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、デジタル庁が提供する「デジタル地方創生モデル仕様書」に準拠したサービス実装を行うものとする。
- (3) 本業務は安全性が担保され、かつ小規模自治体等でも導入が簡易なシステム等の実装を支援する共通 SaaS 等を活用することとし、地域未来交付金（デジタル実装型）の要件を満たすサービスかつ、「デジタル地方創生サービスカタログ」のうち、デジタル行財政改革会議事務局が指定するサービス分類に属するサービスの実装に取り組むものとする。

## 第2章 計画準備・資料収集整理

本業務の実施にあたり、作業着手前の計画準備等について定める。

### 第1条 業務計画

受注者は、次に掲げる事項について作業着手前に発注者と十分な打ち合わせを行い、次条に記載した資料を作成して、発注者の承認を受けなければならない。また、変更する場合においても同様とする。

- (1) 作業の順序及び方法
- (2) 作業の工程及び工程毎の責任者名
- (3) 使用機器の名称及び性能
- (4) その他必要な事項

### 第2条 計画準備

受注者は、本業務の内容及び業務量を把握した上で、前条に基づき作業方法や作業要員、作業工程、導入するミドルウェア等の事前検討を行い、適切な作業計画を立案するとともに、次の資料を作成して発注者の承認を得るものとする。なお、各資料の様式について、発注者より指示がない場合は、任意の様式を使用してよいものとする。

また、実施工程に重要な変更が生じた場合も、その都度変更した資料を提出し、発注者の承認を得なければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者届（経歴書を含む）
- (5) 管理技術者の業務実績を示す書類
- (6) 照査技術者届（経歴書を含む）
- (7) 照査技術者の業務実績を示す書類
- (8) 担当技術者届（経歴書を含む）
- (9) 担当技術者の業務実績を示す書類

### 第3条 進捗報告

発注者は、前条により承認した業務工程等の進捗管理を行うため、受注者は作業の進捗状況を月報として作成し、発注者へ書面または電子メールにより報告すること。

### 第4条 資料収集整理

本業務を実施するにあたり、必要となる各種資料について発注者より貸与を受け、内容に関して精査するとともに、後続作業を進める上で必要なデータ変換等の処理を行うものとする。なお、資料類の時点は原則として最新時点とし、データ化されている資料については極力データにより、かつ流通性が高いフォーマットにより貸与するものとする。

## 第3章 システム構築

本業務で構築するシステムについて、必要となるシステム要件や利用環境等について定める。

### 第1条 システム概要

本業務で構築するシステムは次のとおり。なお、本業務におけるシステム化の範囲は、セキュリティが担保されたクラウド環境の中において提供されている GIS サービスを通じて、発注者が保有する各種地図情報等をインターネット上で閲覧者に提供する環境を構築することである。

システムはすべて一元的に管理・運用できる仕組みとして構築し、迅速な情報共有を可能とすること。

#### (1) 公開型 GIS

地域住民等がインターネットを介して、発注者が公開する情報を地図上で参照できるシステムとすること。

#### (2) データ更新・住民通報基盤

公開型 GIS で公開するベースマップや各種レイヤ、住民通報の内容を市内 LAN に接続された各端末から操作・管理し、公開型 GIS のバックエンドの役割を担う基盤とすること。

### 第2条 システム基本要件

#### (1) 各システム共通

- ① ノンプラグインにて動作が可能であること。
- ② 基本的にカスタマイズを要しないパッケージシステムであるものとし、運用期間中に公開される OS やブラウザの最新バージョンに追加費用なしで対応すること。また、定期的なバージョンアップ等により、常に最適な状態でシステムの利用ができること。
- ③ データ更新・住民通報基盤で作成、編集したデータを公開型 GIS で公開する際は、発注者からの指示に基づき受注者が公開処理を行えるだけでなく、受注者を介さずに発注者が直接情報公開処理を行うことも可能な仕組みであること。
- ④ 操作性に優れ、ストレスなく地図遷移や画面展開等が可能であること。動作速度に支障を来すことなく、運用可能な仕組みであること。
- ⑤ 利用者にとってわかりやすい操作体系と機能配置により、マニュアル等を見なくても基本的な利用が可能なインターフェースであること。
- ⑥ 公開型 GIS のポータルサイトを設けること。また、データ更新・住民通報基盤は CMS 機能を有すること。
- ⑦ データのバックアップについて、適切な時期に実施できる機能を設けること。
- ⑧ レイヤを追加する数に制限がないこと。ただし、添付ファイル等も含めたファイルの合計サイズがデータセンター上のストレージ上限に達する可能性がある場合に

は、必要な対処方法について発注者と受注者で協議するものとする。

- ⑨ 表示する地理情報に応じて、背景として使用する地図情報を任意に選択できること。
- ⑩ システムの導入・運用保守は受注者が単独で完結できること。
- ⑪ システム及びデータ保護のため、バックアップや二重化等の措置を講じ、障害発生時にシステムの早期復旧に備えた仕組みを有していること。
- ⑫ データの正当性を担保するため、公開型 GIS の一般ユーザを除き、ID とパスワードによるユーザ認証とユーザの操作権限設定ができる仕組みを有すること。
- ⑬ 外部からの攻撃や侵入を防ぐために、ウイルス対策ソフトを導入する等のセキュリティ対策を講じること。
- ⑭ 利用ログを取得・管理・分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。

## (2) 公開型 GIS

- ① インターネットを用いた ASP 方式の形態で運用するシステムであること。
- ② パソコンやタブレット端末、スマートフォンを用いて、利用者が簡易に発注者の保有する施設や区域等の情報を地図上で参照できる仕組みであり、地域住民等の利便性向上を図ることができるサービスであること。
- ③ (住民通報送信機能) 住民や事業者が、特別なアプリケーションを必要とせずに、ブラウザ等から写真 (GPS 情報を含む) 及びコメント (テキスト) を含む情報を送信できること。
- ④ インターネット上にあるオープンデータや標準地図、災害情報等、本業務で構築するシステムの外部にある情報を取り込み、活用できること。
- ⑤ アクセス件数が測定できること。
- ⑥ 公開型 GIS に求める機能詳細は、「別紙 1\_機能要件一覧表 (公開型 GIS)」のとおり。

## (3) データ更新・住民通報基盤

- ① LGWAN-ASP 方式で運用するシステムであること。
- ② アプリケーションは受注者が開発またはカスタマイズし、導入後の責任を負うものであること。なお、他社製品を採用する場合でも、中核となる GIS 製品が一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) に準拠した登録製品であり、かつ受注者がシステム全体に対する開発・保守の一切の責任を負う場合は本要件を満たすものとする。
- ③ 同時に 25 台以上のユーザがアクセスした場合でも変わらないレスポンスを保てること。
- ④ (住民通報受信機能) 公開型 GIS に送信された住民通報 (位置情報、写真、コメント) を、データ更新・住民通報基盤上で受信し、一覧または地図上で確認できること。
- ⑤ データ更新・住民通報基盤に求める機能詳細は、「別紙 2\_機能要件一覧表 (公開型

GIS データ更新・住民通報対応基盤)」のとおり。

### 第3条 システム利用環境

本業務において使用するシステムは、発注者の実情を加味し、受注者が発注者にとって最も有益と考える方式を提案すること。

#### (1) 公開型 GIS

##### ① 利用端末

インターネットに接続可能なパソコンまたはタブレット端末、スマートフォン等のモバイル端末による。

##### ② ライセンス

利用するクライアント数に制限がないフリーライセンスとする。

##### ③ クライアント環境

- ◆ パソコンの OS は、Windows11 に対応すること。
- ◆ Web ブラウザは、MicrosoftEdge、Firefox、Safari、GoogleChrome を推奨対応として、主要な Web ブラウザでの利用が可能であること。
- ◆ タブレット端末、スマートフォンの OS は、Android11 以降、iOS14 以降のいずれにも対応すること。
- ◆ 利用者が公開型 GIS を使用する際には、事前に特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。

#### (2) データ更新・住民通報基盤

##### ① 利用端末

庁内 LAN に接続された端末機 (約 90 台)。

##### ② ライセンス

システムへの同時アクセス数は 25 台とする。

##### ③ クライアント環境

- ◆ パソコンの OS は、Windows11 に対応すること。
- ◆ Web ブラウザは、MicrosoftEdge での利用が可能であること。
- ◆ CPU は 2.40GHz、メモリは 8.00GB 以上のシステムでの動作が可能であること。
- ◆ 回線速度は 100Mbps (ベストエフォート) を想定すること。
- ◆ 導入するソフトウェアについては、インストールを行う際に庁内 LAN のクライアント PC に影響を及ぼさないこと。また、実行環境として .NET Framework 等のプログラムを別途必要としないこと。必要とする場合は、その理由を明確に示すこと。

### 第4条 環境設定

構築する下記システムの環境は、次のとおり設定すること。

## (1) 公開型 GIS

- ① ウェブ上の画面デザインに関する設定を行うこと。
- ② 公開型 GIS 上には、利用上の注意及び利用条件等を表示すること。
- ③ 利用条件等については、受注者が案を作成し、発注者と受注者の協議により決定すること。

## (2) データ更新・住民通報基盤

- ① システムへのアクセス時にログイン認証するためのユーザ ID 及びパスワードを設定すること。
- ② ユーザ設定に基づき、閲覧・編集・出力等に関する権限設定を行うこと。

### 第5条 データセンター要件

本業務で構築するシステムを稼働させるために必要なサーバを設置するデータセンターについては、「別紙3\_データセンター要件仕様書」に記載された要件を満たすものとする。

### 第6条 システムの非機能要件

システムの非機能要件は下記のとおりとする。

- (1) 「別紙4\_非機能要件一覧(類型：公開型 GIS)<sup>1</sup>」において、公開型 GIS (サービス) に求める可用性や性能・拡張性、運用・保守性等に関する要求水準を提示している。提案事業者は、全ての要件を満たすことを必須とし、要求水準を満たすことができない場合は、その内容及び理由等を提案書に記載すること。
- (2) 発注者と受注者とは「非機能要件一覧」と提案内容を基に協議し、各項目の要求水準を合意した上で、サービス利用契約を締結する。
- (3) S L Aに係る項目<sup>2</sup>については、サービスレベルのモニタリング実施方法及びサービスレベルの要求水準値を満たすことができなかつた場合、受注者に対し改善策の報告を求めることができる。提案事業者は、要求水準未達時の経済的補償(利用料の減額等)について、自主的な提案を行うことができるものとする。なお、S L Aに関する項目の要求水準値は、必要に応じ、発注者と受注者が協議して見直すことができるものとする。
- (4) その他運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。なお、未達成の場合は、受注者に対し改善策の報告を求めることができる。

### 第7条 デジタル庁「モデル仕様書機能要件」への対応

---

<sup>1</sup> 「別紙4\_非機能要件一覧」は、地方公共団体情報システム機構がホームページで公開している「非機能要求グレード活用シート(地方公共団体版)業務・情報システム分類グループ④」を用いて、必要箇所を抽出し作成している。

([https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms\\_92978324-2.html](https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms_92978324-2.html))

<sup>2</sup> 「S L Aに係る項目」は次の項目とする。

- ・「可用性」 - 「継続性」のうち、「RTO(目標復旧時間)」及び「稼働率」
- ・「性能・拡張性」 - 「性能目標値」の各項目

本業務は、発注者が、地域未来交付金（デジタル実装型）の地域住民等利用推進型【TYPEA】に採択されたうえで実施する事業である。

本業務は、デジタル技術を活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの導入の展開を推進するため、デジタル庁のモデル仕様書に準拠した実装を行うものとする。なお、モデル仕様書機能要件への対応に関する資料は「別紙1\_機能要件一覧表（公開型GIS）」を参照すること。

## 第4章 データ要件

システムの構築にあたり、必要となるデータ要件について定める。

### 第1条 空間参照

本業務で使用する各種地理情報の座標系等に関する位置基準については、下記のとおりとする。なお、JGD2011（Japanese Geodetic Datum 2011、日本測地系 2011）以前の基準で整備されているデータを移行する際には、必要に応じて適宜変換処理を行うこと。

- (1) 空間範囲 : 岩手県雫石町
- (2) 準拠する座標系 : 世界測地系（JGD2024）
- (3) 水平位置の座標系 : 平面直角座標系第 X 系
- (4) 垂直位置の座標系 : 東京湾平均海面（T.P.）を基準とする高さ

### 第2条 データの空間的範囲

本業務で整備する地理情報の空間的範囲は、岩手県雫石町全域を対象とする。ただし、公開型 GIS 等に搭載する背景図データに関して、雫石町外の情報が必要と思われる場合には、適宜、受注者の提案により必要なデータを搭載することができる。

## 第5章 ソフトウェア・ミドルウェア等の調達

システムの構築や稼働に必要なソフトウェアやミドルウェア等について定める。

### 第1条 ソフトウェア・ミドルウェア等の調達

本業務で構築するシステムは、原則受注者が開発したパッケージのシステムとし、システムの構築・稼働に必要なミドルウェア等については、後述する住宅地図データを除き、基本的に受注者の負担により調達すること。

### 第2条 住宅地図データの調達

データ更新・住民通報基盤で使用する背景図及び位置情報検索用のデータベースには、住宅地図データを調達するものとする。住宅地図データは株式会社ゼンリン製「Zmap-TOWN II」とし、同時使用 25 台による売買契約で調達すること。なお、同等品を調達可能な場合は、発注者の承認を得た場合のみ、同等機能を有する製品に代えても良いものとする。

### 第3条 民間地図データの調達

公開型 GIS で使用する背景図及び位置情報検索用のデータベースとして、民間地図データを調達するものとする。民間地図データは雫石町全域をカバーできるものであることとし、ライセンスフリーかつ使用期間中のデータ更新を受注者の負担により行えるものであることとする。

## 第6章 空中写真撮影及びオルソ画像データ作成

雫石町における空中写真撮影及びオルソ画像データの作成について定める。なお、本作業は、国土交通省「公共測量作業規程(準則)」に準拠して行うが、細部について次のとおり要件を示すものである。

### 第1条 空中写真撮影及びオルソ画像データ作成概要

本業務を遂行するにあたり、必要とされる範囲の空中写真撮影及びオルソ画像データの作成を行う。なお、空中写真撮影及びオルソ画像データに求める成果精度については、地図情報レベル1,000以上の精度を確保できる仕様であるものとする。

### 第2条 空中写真撮影

別添の「別紙5\_雫石町空中写真撮影調達範囲図」は、過去に発注者が撮影した空中写真撮影の調達範囲図である。本業務では、この資料を基本としながら新たに空中写真撮影を行う。なお、空中写真撮影を行う際は、資料で示す調達範囲の他、本町の都市計画区域をはじめ、課税客体の把握に必要となるエリアが網羅できるように作業を行うこと。一方、町内において空中写真撮影の調達範囲外となるエリアがある場合は、衛星画像データを調達することで対応することとし、空中写真撮影または衛星画像データを用いて、町内全域をカバーするようベースマップを整備すること。衛星画像データの空中写真撮影及び衛星画像データの調達範囲については、発注者と受注者が協議の上、決定すること。

また、後述するオルソ画像作成及び各種主題図データの整備等、必要な作業等を行うこと。空中写真撮影に関する詳細は次のとおりとする。

#### (1) 作業数量

- ① 撮影範囲は前述の通りとし、本仕様書で定めるシステム構築に必要な範囲をカバーする撮影計画を立案するとともに、使用する機材の諸元等に基づく数量を発注者に提示するものとする。
- ② 空中写真撮影範囲 637.05 k m<sup>2</sup> (過去の撮影時)
- ③ オルソ画像データ作成範囲 432.96 k m<sup>2</sup> (過去の作成時)

#### (2) 撮影計画

- ① 公共測量としての空中写真撮影を行うにあたり、目的・地域・作業量・期間・精度・方法等について適切な計画を策定するとともに、得ようとする測量成果の種類・内容・構造・品質等を示す製品仕様書を作成すること。製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル」に準拠すること。
- ② 数値地図25,000または50,000上に撮影計画範囲及び撮影コース等の必要事項を記入した撮影計画図を作成し、発注者の承認を得るものとする。
- ③ 撮影計画を立案するにあたり、取得するデータの精度等は地図情報レベル1,000の

数地図化に対応する内容であるものとする。

- ④ 公共測量申請を行うために必要な書類等を作成し、発注者の承認を得るものとする。
- ⑤ 地形等の状況により実態空白部を生じないようにすること。
- ⑥ GNSS 衛星の数及び配置は、作業に必要な精度が得られるよう計画すること。
- ⑦ 同一コースは直線かつ等高度で撮影すること。
- ⑧ 同一コース内の隣接空中写真との重複度（オーバーラップ）は 60%、隣接コースの空中写真との重複度（サイドラップ）は 30%を標準とすること。
- ⑨ 固定局は電子基準点を用いることを原則とするとともに、撮影対象区域内との基線距離を 50km 以内とし、やむを得ない場合でも 70km を超えないものとする。

### (3) 総運航

- ① 使用する航空機は必要な装備を保有し、所定の高度で安定飛行が行えること。
- ② 撮影時の飛行姿勢は、デジタル航空カメラの水平規正及び偏流修正角度のいずれにも妨げられることなく、常に写角が完全に確保されていること。
- ③ GNSS/IMU 装置の GNSS アンテナが機体頂部に、IMU が航空カメラ本体に取り付け可能であること。
- ④ 6ヶ月以内にボアサイトキャリブレーションを実施した GNSS/IMU 装置を使用するものとする。

### (4) 撮影

- ① 使用するデジタルカメラは次の性能を保有すること。
  - ◆ 撮像素子（イメージセンサー）を装備し、取得したデジタル画像を数値写真として出力できること。
  - ◆ 所要の面積と所定の地上画素寸法を確保できること。
  - ◆ 撮影に使用するフィルターと組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値が 0.01 ミリメートル単位まで明瞭なものであること。
  - ◆ カラー数値写真の色収差が補正されたものであること。
  - ◆ ジャイロ架台を装備していること。
  - ◆ エリアセンサ式とし、性能は UCFp と同等以上のものを用いるものとする。
- ② 使用する GNSS/IMU 装置は以下の性能を保有すること。
  - ◆ 撮影飛行は水平飛行とし、所定の計画撮影高度及び計画撮影コースを保持すること。
  - ◆ 計画撮影高度に対するズレは、計画対地高度の 5%以内に収めること。
  - ◆ 航空カメラの傾きは鉛直方向とし、大幅な傾きが起きないように撮影すること。

### (5) 滞留

- ① 撮影条件が整うまでの撮影基地における待機日については、あらかじめ適切な日数を定めておくものとする。
- ② やむを得ず撮影基地待機日を増やす場合には、受注者はあらかじめ発注者と協議を

行い、事前にその承認を得るものとする。

#### (6) GNSS/IMU 計算

- ① 航空機に搭載した GNSS/IMU 装置により取得した観測データと GNSS 基準局で取得した観測データからキネマティック解析により飛行軌跡の解析を行い、外部標定要素を算出するものとする。
- ② 外部標定要素の算出に使用した観測データの良否について、受注者は以下の内容に従って点検を行い、点検結果を基に作成した精度管理表から、再撮影の必要性にちて判定を行う。
  - ◆ 観測データの点検
  - ◆ 干渉測位によるキネマティック GNSS 解析結果の点検
  - ◆ 撮影コース上における最適軌跡解析結果の点検

#### (7) 数値写真作成

- ① 撮影終了後は速やかに取得した空中写真データの補正を行い、後続作業で利用する数値写真データを作成するものとする。
- ② 数値写真データは非圧縮の TIFF 形式及び JPEG 形式で作成するものとする。
- ③ 非圧縮形式のデータのほかに、標準的な圧縮方式によるサムネイル画像も併せて作成するものとする。

#### (8) 点検及び再撮影

- ① 作成した数値写真データ及び GNSS/IMU データ等について点検作業を実施し、以下の不備が認められた場合は、当該数値写真データを含む撮影コースについて速やかに再撮影を行うものとする。
  - ◆ 処理された画像データが雲及び光量不足、積雪等により著しく不明瞭な場合
  - ◆ 画像に著しい光輝部分または陰影部分がある場合
  - ◆ 地上解像度等の撮影精度及び撮影範囲が撮影計画と著しく異なる場合
  - ◆ GNSS/IMU 解析データに規定以上の精度誤差が生じた場合
- ② 製品仕様書で定めたデータ品質に則った内容となっているか、JGD2024 対応版「品質の要求及び評価」に基づき点検調査を行うものとする。調査結果は品質評価表として取りまとめるものとする。

#### (9) 標定点測量

- ① GNSS 座標系と地上座標系を結合するための基準点及び精度管理を行うための検証点として、標定点測量を行うものとする。
- ② 標定点は撮影範囲の四隅付近と中央部付近に配置し、明瞭な地物に設置するものとする。
- ③ 標定点に対しては 4 級基準点測量以上の精度で測量を実施するものとするが、国家三角点を利用する場合には測量を省略することができるものとする。

#### (10) 同時調整

- ① GNSS/IMU 解析で求められた外部標定要素及び標定点設置測量の結果並びに空中写

真画像ファイルを連結したパスポイント及びタイポイントを用いて、ブロック調整により同時調整計算を行い、空中写真画像ファイルに付与する高精度の外部標定要素及びパスポイント・タイポイント座標を求めるものとする。

### 第3条 オルソ画像データ作成

オルソ画像のデータ作成を行うにあたり、作業体制を構築するために必要な人員配置やデータ処理を行うために必要な資機材を調整し、後続業務を遅延なく実施するための環境を整備すること。なお、公共測量としてのオルソ画像データを作成するにあっては、目的・地域・作業量・期間・精度・方法等について適切な計画を策定するとともに、得ようとする測量成果の種類・内容・構造・品質等を示す製品仕様書を作成するものとする。

#### (1) 数値地形モデル作成

- ① 前条にて作成した空中写真画像ファイルと外部標定要素を用いて、自動標高抽出技術等により、オルソ画像データ作成範囲を網羅する区域の標高値の取得を行うものとする。
- ② 標高値を取得する際、森林地帯等の地表面の標高計測が困難な地域については、植生の表層面で標高値を取得してよいものとする。ただし、DTM（地表面での数値地形モデル）ではなく、DSM（表層面での数値表層モデル）であることがわかるように、データファイルを格納すること。
- ③ 抽出した標高値をグリッドまたは不整三角網により数値地形モデルに変換するものとする。
- ④ 変換した数値地形モデルをステレオモデル上に表示し、デジタルステレオ図化機等により著しく地表面と異なる点を修正するものとする。
- ⑤ 修正した数値地形モデルをオルソ画像データの格納単位にて数値地形モデルファイルとして格納するものとする。格納したデータは、標高点を無作為に抽出して精度検証を行い、精度管理表にまとめるものとする。

#### (2) オルソ画像作成

- ① 前項で作成した数値地形モデルを基に対地標定を行い、空中写真画像ファイルを中心投影から正射投影に変換し、正射投影画像を作成するものとする。
- ② 前項で作成した正射投影画像をデジタル処理により結合させてモザイク画像を作成する。なお、モザイク画像の作成は、主要地物の接合部におけるズレ、画像間の色調について補正を行い、所定の精度を充たすようにすること。
- ③ 作成したモザイク画像により、国土基本図の図郭単位で画像データの切り出しを行い、図郭単位に位置情報ファイルをふかしたオルソ画像データファイルを作成するものとする。
- ④ オルソ画像データファイルの位置精度については、以下の枠内に収めるものとし、精度検証した結果既定の精度に満たない場合は、再度データを修正するものとする。

項目	地図情報レベル 1,000
水平位置精度（標準偏差）	1.0m以内

地上画素寸法	0.2m以内
数値地形モデルのグリッド間隔	10m以内
数値地形モデルの標高点精度（標準偏差）	0.5m以内

(3) 成果等整理

- ① 作成したオルソ画像データファイルは、画像データを TIFF 形式・位置情報データをワールドデータファイル仕様で作成し、電子記録媒体に格納するものとする。
- ② 製品仕様書で定めたデータ品質に則った内容となっているか、JGD2024 対応版「品質の要求及び評価」に基づき点検調査を行うものとする。調査結果は品質評価表として取りまとめること。

## 第7章 衛星画像データの調達

雫石町における衛星画像データの調達について定める。

### 第1条 衛星画像データ調達概要

第6章第2条に記載のとおり、空中写真撮影による調達範囲外のエリアに対し、衛星画像データの調達を行う。

### 第2条 計画準備

衛星画像データ調達の目的及び必要とされる仕様等を確認し、以降の業務を実施する上での技術的方針及び調達方法を整理するとともに、その内容について発注者の承認を得ること。

### 第3条 衛星画像データの調達

既撮のアーカイブより発注者が求める範囲の条件に合致する衛星画像データを選定し、調達するものとする。調達する際の条件は下記のとおりとする。

#### (1) 作業数量

- ① 調達する衛星画像のデータ範囲は、前章で記述するとおり、「別紙5\_雫石町空中写真撮影調達範囲図」を基本としながら調達する空中写真撮影の範囲外とし、本仕様書で定める要件を満たすよう作業すること。なお、具体的な調達面積は、空中写真撮影の調達範囲も踏まえつつ、本仕様書で定める最適なシステム構築に向けた事業者からの提案を受けることで決定する。また、雫石町外となるエリアは、本仕様書では調達範囲外とするが、雫石町外に係るデータを行政界に沿って削除する作業は求めないものとする。

#### (2) 撮影期間

- ① 令和7年6月1日から1年間程度の期間内に撮影された画像データであること。
- ② データの取得状況に応じて、詳細については発注者と受注者にて協議すること。

#### (3) 地上分解能

地上分解能1mより細密な画像データとする。

#### (4) 雲量率

- ① 調達全域で10%を基本とする。
- ② 家屋部に可能な限り雲がかからない画像データが望ましいが、詳細については発注者及び受注者にて協議するものとする。

#### (5) 色調及び階調

4バンド(R・G・B・NIR)16ビットとする。

#### (6) データ形式

GeoTIFF形式とする。

### 第4条 使用許諾範囲

使用許諾範囲は、下記のとおりとする。

(1) 使用許諾範囲

衛星画像に関する著作権及びその他一切の権利は衛星運用元に帰属しており、発注者は別途、使用許諾契約を締結するものとする。

(2) 二次的著作物の使用許諾範囲

- ① 行政推進を目的としたオリジナルデータを加工することによる二次的著作物について、紙媒体及び電子データとして不特定多数へ配布が可能であること。
- ② 不特定多数へ配布する際は、著作物（コピーライト）の表記を行うものとする。

## 第8章 データ更新・住民通報対応基盤の整備

公開型 GIS へ連携するデータ更新・住民通報対応基盤の整備について定める。なお、データ更新・住民通報対応基盤の整備にあたり、提供するデータにおける座標系の変換、データ形式の最適化、属性情報の整理及びシステム適合のためのデータクレンジング等、移行に必要な一切の加工業務は、受注者が本業務の範囲内として実施すること。ただし、データの正誤判断や属性情報の補完に必要な元資料の確認等については、自治体が指定する担当者と発注者が協議・連携して進めるものとする。その際、発注者が行うデータ移行結果の受入確認において、発注者の作業負荷を最小化する具体的な手法・環境(例:新旧比較が容易なテストビューア、属性データの入力漏れを自動検知する機能など)を提案書に記載すること。また、紙媒体からの位置情報デジタル化に伴う座標のズレや、ポリゴンの隙間・重複などの位相エラーに関する受注者側の品質保証体制およびチェック手法を明記すること。

### 第1条 既存レイヤの移行・整備

受注者は、発注者が保有する既存の地理情報等を本業務で構築するデータ更新・住民通報対応基盤へ移行・整備し、公開型 GIS で閲覧可能な状態にすること。移行するデータに対し、図形のアイコンや色調等の表現方法に関する詳細は、別途、発注者及び受注者の協議により決定する。

データ名称	数量	提供資料 (形式等)	備考
航空写真	1 式	TIFF 形式	H16、H20、H29 年の 3 時期
オルソ画像 (平成 29 年度時点)	1 式	TIFF 形式	
地形図	1 式	TIFF 形式	
地番図	1 式	shape 形式	最新データを搭載すること
大字界	1 式	shape 形式	
公共施設	1 式	shape 形式	
土砂災害警戒区域 (土石流)	1 式	shape 形式	
土砂災害特別警戒区域 (土石流)	1 式	shape 形式	
土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	1 式	shape 形式	
土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	1 式	shape 形式	
地すべり区域	1 式	shape 形式	
浸水想定区域図 (想定最大規模)	1 式	shape 形式	対象河川は雫石川・葛根田川・矢櫃川・南川・鶯宿川・外柵沢の 6 河川。
避難場所	1 式	shape 形式	
道路台帳図	1 式	TIFF 形式	既存の道路台帳管理システムを統合する。既存システムから出力されるデータを搭載するこ

データ名称	数量	提供資料 (形式等)	備考
			と。
道路台帳図附図	1 式	TIFF 形式	既存の道路台帳管理システムを統合する。既存システムから出力されるデータを搭載すること。
町道路線網図	1 式	shape 形式	既存の道路台帳管理システムを統合する。既存システムから出力されるデータを搭載すること。
橋梁	1 式	shape 形式	既存の道路台帳管理システムを統合する。既存システムから出力されるデータを搭載すること。
辺地計画エリア	1 式	shape 形式	既存データは 2 パターン。
林班データ	1 式	shape 形式	
小班データ	1 式	shape 形式	
農業振興地域界	1 式	shape 形式	
農用地区域界	1 式	shape 形式	
用途区分界	1 式	shape 形式	
農業用施設用地	1 式	shape 形式	

## 第2条 追加レイヤの整備

発注者が保有する情報を追加レイヤとして、データ更新・住民通報対応基盤にセットアップする。受注者は、発注者より貸与される資料等を基に、同基盤に搭載可能なようデータの調整を行うとともに、適切なレイヤ設定（図形表現範囲、属性管理項目及び表示順序、関連ファイル設定等）を行うこと。

なお、同基盤に搭載するベクトル形式の地理情報は、原則として shape 形式にて整備するものとし、背景図の選定を含む詳細については、発注者と受注者の協議により決定する。

データ名称	数量	提供資料 (形式等)	データ整備並びに システム搭載方法
航空写真	1式	TIFF形式	本業務成果を搭載
オルソ画像	1式	TIFF形式	本業務成果を搭載
衛星画像	1式	TIFF形式	本業務成果を搭載
住宅地図	1式	Shape形式	本業務により調達し搭載
民間地図	1式	Shape形式	本業務により調達し搭載
境界立会	1式	EXCEL形式	ポイントデータとして地図に展開し搭載（数量：350箇所）
道路照明灯	1式	Shape形式	R7年度のLED調査結果を搭載
街路灯	1式	EXCEL形式	住所情報からポイントデータとして地図に展開し搭載（数量：847基）
防犯街灯	1式	EXCEL形式	住所情報からポイントデータとして地図に展開し搭載。なお、データ更新・住民通報基盤を防犯街灯台帳として使用を予定していることから、次のデータも搭載すること。数量等の詳細は下記補足表のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様番号</li> <li>・種類</li> <li>・契約名義</li> <li>・目標（電柱番号）</li> <li>・契約種別</li> <li>・灯具</li> <li>・機器</li> <li>・容量</li> <li>・地図No.</li> </ul>
カーブミラー	1式	紙資料（住宅地図にて管理）	住所情報からポイントデータとして地図に展開し搭載（数量：276台）
洪水・土砂災害ハザードマップ	1式	Shape形式	データ調整し搭載
ため池ハザードマップ	1式	Shape形式	データ調整し搭載
指定緊急避難所	1式	DBF形式	防災マップ等を基に、ポイントデータとして調整し搭載

データ名称	数量	提供資料 (形式等)	データ整備並びに システム搭載方法
避難指示区域	1 式	紙資料 (住宅 地図 1 冊に 74行政区を 色分けして 管理)	行政区に準拠しながらデータ調整 し、搭載
火山ハザードマップ	1 式	shape形式 DBF形式	岩手山火山防災マップ等を基に、 ポイント及びエリアデータとして 調整し搭載 (想定火口、大きな噴 石、降灰、火砕流、火砕サージ、溶 岩流、土石流、火山汚泥)
消火栓	1 式	紙資料 (住宅 地図にて管 理)	データ調整し搭載 (数量: 447基)
防火水槽	1 式	紙資料 (住宅 地図にて管 理)	データ調整し搭載 (数量: 195基)
消防署、消防屯所	1 式	EXCEL形式	データ調整し搭載 (数量: 消防署 1、消防屯所17箇所)
防災行政無線	1 式	EXCEL形式	データ調整し搭載 (数量: 82基)
赤色回転灯	1 式	EXCEL形式	住所情報からポイントデータとし て地図に展開し搭載 (数量: 46基)
地区公民館	1 式	EXCEL形式	住所情報から地図に展開し搭載 (数量: 63箇所)
あねっこバス 停留所	1 式	EXCEL形式	住所情報から地図に展開し搭載 (数量: 停留所約200箇所)
まちなか巡回バス 停留所	1 式	EXCEL形式	住所情報から地図に展開し搭載 (数量: 停留所約20箇所)
行政区	1 式	紙資料 (住宅 地図 1 冊に 74行政区を 色分けして 管理)	データ調整しエリアデータとして 搭載
中小水力発電施設	1 式	EXCEL形式	住所情報から地図に展開し搭載 (数量: 2 箇所)
太陽光発電施設	1 式	EXCEL形式	住所情報から地図に展開し搭載 (数量: 58箇所)
地熱発電施設	1 式	EXCEL形式	住所情報から地図に展開し搭載 (数量: 2 箇所)
公葬地 (墓地公園を含む)	1 式	EXCEL形式	データ調整し搭載 (数量: 27箇所)
ごみステーション	1 式	紙資料 (住宅 地図にて管 理)	データ調整し搭載 (数量: 約300箇 所)
農振地域計画目標地図	1 式	Shape形式	eMAFFにあるデータを移行
学校	1 式	EXCEL形式	データ調整し搭載 (数量: 6 校)
学校区	1 式	EXCEL形式	行政区に準拠しながら (住宅地図 にて管理) データ調整し、搭載

データ名称	数量	提供資料 (形式等)	データ整備並びに システム搭載方法
スクールバス バス停	1 式	紙資料 (A3カ ラー 3 枚)	運行情報から地図に展開し搭載。 (路線数11、バス停約117箇所)
埋蔵文化財	1 式	Shape形式	データ調整し搭載
史跡等	1 式	EXCEL形式	参考図書等を基にデータ調整し搭 載 (数量：約33点)

- 補足表：防犯街灯（雫石・御所・御明神地区）のデータ搭載について（防犯街灯台帳としての利用）

数量	お客様 番号	種類	契約 名義	目標 (電柱 番号)	契約 種別	灯具	機器	容量	地区 No.
雫石 地区	605	606	606	605	605	590	604	605	580
御明神 地区	325	325	325	324	325	290	325	325	296
御所 地区	338	338	338	337	338	272	338	338	287
合計	1,268	1,269	1,269	1,266	1,268	1,152	1,267	1,268	1,163

## 第9章 システムセットアップ等の各種要件

構築するシステムにセットアップするデータについて定める。

### 第1条 公開型 GIS データセットアップ

公開型 GIS に搭載する各種地理情報及び主題図データは前述のとおりとするが、発注者は公開型 GIS の利便性を向上させる目的で、民間地図以外に有用であるとされる背景図がある場合には、適宜受注者の提案によりシステムへの搭載を検討する。

また、公開型 GIS のポータルサイト上で公開レイヤをどのようにカテゴリ分けするか、各レイヤの凡例及びアイコン表示等をどのように設定するか等について、発注者と受注者にて協議を行い、公開前にテストサイトを用意してレイヤ単位で発注者の承認を得ること。

### 第2条 データ更新・住民通報基盤データセットアップ

発注者が保有する各種地理情報システムから移行する主題図データは、前述のとおりとするが、移行データに添付ファイル等が存在する場合はそれらも含むものとし、各レイヤに対応した閲覧権限及び編集権限についても、発注者の指示の下で適宜設定すること。

なお、地番現況図データ等の個人情報を含むものについては、対象となる課や公開する範囲等に関して所管部署と協議を重ねた上でセットアップを行うこと。

### 第3条 検索テーブルの設定

公開型 GIS 及びデータ更新・住民通報基盤 GIS の利便性を向上する目的で、前条までにセットアップしたデータを用いて各種検索テーブルの設定を行うこと。各システムにおいて設定する検索方法及び検索元とするデータベースは下記のとおりとする。

#### (1) 公開型 GIS

##### ① 住所・目標物検索機能

第5章で調達した民間地図のデータベースを用いて、住所・目標物に関する検索テーブルの設定を行うこと。

#### (2) データ更新・住民通報基盤

##### ① 住所・目標物検索機能

第5章で調達した民間地図のデータベースを用いて、住所・目標物に関する検索テーブルの設定を行うこと。

##### ② 地番検索機能

セットアップした地番現況図のデータベースを用いて、地番に関する検索テーブルの設定を行うこと。

## 第10章 テスト

### 第1条 サービス提供における取扱い

サービスを提供する場合の標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、発注者用にカスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。

### 第2条 テスト計画書の作成

実施するテストについて、テスト方針や実施内容、実施理由、評価方法、実施者を記載し、テスト工程開始までにテスト計画書として発注者へ提出し、承認を得ること。

### 第3条 テストに係る要件

#### (1) 受注者が実施するテスト

- ① 受注者はテスト作業の管理を実施するとともに、その結果と品質に責任を負うこと。
- ② 受注者はテストの実施に必要な発注者（担当者）及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- ③ テストスケジュールは、発注者（担当者）への作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- ④ テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- ⑤ 各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し、報告すること。
- ⑥ テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は、本稼働前に完全に削除し、発注者へ報告すること。
- ⑦ テストデータは、原則として受注者において用意し、責任を持って管理すること。
- ⑧ テストに特別な環境が必要な場合は、受注者の負担と責任において準備すること。
- ⑨ テストに必要な端末等は、発注者所有の機器を使用するが、テストを実施するために必要な各種設定は受注者の責任において実施すること。

#### (2) 発注者が主体となって実施するテスト

- ① 受注者は、発注者におけるテスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するためのテスト実施手順書案を作成し、テスト実施者への説明を行うこと。
- ② 受注者は、テストの実施にあたり、発注者の求めに応じてサポートすること。
- ③ 受注者は、可能な限り本番環境と同等のテスト実施環境を準備すること。
- ④ 受注者は、テストで必要となるテストデータをテスト環境のために準備すること。
- ⑤ 受注者は、テストで確認された不具合・障害について解析を行い、対応方針を発注者へ提示し、承認を得ること。

## 第 1 1 章 操作研修及び操作マニュアルの作成

### 第 1 条 操作研修

受注者は発注者に対し、令和 9 年 2 月末日（本業務で構築するシステムの本稼働前）までに、操作研修会を実施すること。操作研修会では、構築したシステムを管理・運用するうえで必要となる操作やデータ更新方法等について、必要な説明を行うものとする。

#### (3) 開催概要

集合研修を基本とし、内容は下記表を参考に実施する。実施の際は、発注者と受注者に協議の上、具体的な開催内容や回数等を決定し、開催するものとする。

項目	対象システム	内容	研修形式	1 回あたり受講人数
システム管理者研修	・公開型 GIS ・データ更新・住民通報対応基盤	ユーザ登録、変更、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得等	実機操作	10～30 人程度 (開催回数は参加希望者数により決定する。)
利用職員研修		システム概要、システム利用操作方法、データ管理・更新方法		

#### (4) 開催準備

配布資料や研修機材、研修用端末は受注者が用意する。

### 第 2 条 操作マニュアルの作成

本業務で構築するシステムの利用法を示した操作マニュアルを作成すること。操作マニュアルは初心者でも理解しやすいよう、利用できる機能の説明をわかりやすく記述し、機能ごとに操作の手順や入力方法等を明確に記述すること。なお、操作マニュアルは、納品されたものと同じものを、システム上で利用者が閲覧できるようにする等、利便性にも配慮すること。

#### (1) 操作マニュアルの閲覧が想定される利用者

- ① 公開型 GIS の利用方法を、発注者（職員）及び住民、事業者等が閲覧することを想定し、マニュアルを作成すること。
- ② データ更新・住民通報基盤の利用方法を、防災・道路・農振等業務別の章立て構成とする等、発注者（職員）が閲覧することを想定し、マニュアルを作成すること。

#### (2) 管理者マニュアル

本業務で構築するシステム・基盤に関する管理者が行うべき操作（ユーザ登録・変更・削除、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得・閲覧等）の定義や運用を取り

まとめた管理者向けの操作マニュアルを作成すること。障害発生時における必要な対処措置等についても、専門的な知識がなくても理解できるよう、わかりやすく記述すること。なお、管理者マニュアルは、納品されたものと同じものを、システム上で利用者が閲覧できるようにする等、利便性にも配慮すること。

### (3) 操作マニュアルの閲覧方法

作成した操作マニュアルは、構築するシステム上での閲覧を可能とすること。

#### ① システム内での閲覧機能の提供

構築するシステム上またはヘルプ機能内等に作成した操作マニュアルを格納し、利用者がシステム稼働中はいつでも閲覧可能な環境を整備すること。

#### ② 操作マニュアルの検索性

操作マニュアルは、閲覧者が容易に目的の情報にたどり着けるよう、目次やキーワード検索等の機能を設けるなどして、インターフェースに配慮すること。

## 第12章 運用サポート

安定したシステム稼働を維持するため、システムの運用保守に関して定める。

### 第1条 システムの運用保守

受注者は、構築したシステム・基盤の安定したサービスを継続して提供するため、システムの安定稼働に必要な運用保守を行うものとする。運用保守の要件は下記に記載の内容を標準とするが、詳細はSLA（サービスレベル・アグリメント）に基づき、発注者並びに受注者が協議の上、内容を決定するものとする。また、令和8年度のシステム保守は、本業務に含め契約するものとする。次年度以降は、別に保守業務契約を締結する予定であること。

分類	項目		内容
サービス	システムの稼働時間		導入した各システムは、原則、24時間365日利用可能とすること。また、システムの稼働率は99.5%以上を実現すること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。
	サービス窓口	問い合わせ受付	<p>電話受付は、平日8:30～17:30（土・日・祝日及び年末年始を除く）での対応とする。メールでの受付は随時（24時間365日）行う。</p> <p>各方法により受け付けた問い合わせに対し、迅速かつ適切な支援を行う。なお、全ての問い合わせは内容に応じて分類し、次に示す目標時間内に対応を行う。</p> <p>1 一次回答/状況報告 問い合わせ受付後、受注者は目標時間内に状況確認を行い、発注者へ原因や解決方法、対応スケジュール等を提示する。</p> <p>2 解消 全ての問い合わせは、目標時間までに解消する。</p> <p>▶ 重大な案件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次回答/状況報告 受付後1時間以内</li> <li>・解消</li> </ul>

			<p>24 時間以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 重要な案件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次回答/状況報告 受付後 4 時間以内</li> <li>・ 解消 翌営業日以内</li> </ul> </li> <li>▶ 軽微な案件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次回答/状況報告 翌営業日以内</li> <li>・ 解消 内容により個別相談</li> </ul> </li> </ul>
	障害対応	問い合わせ受付	<p>電話受付は、平日 8 : 30 ~ 17 : 30 (土・日・祝日及び年末年始を除く) での対応とする。メールでの受付は随時 (24 時間 365 日) 行う。</p>
		回答	<p>各方法により受け付けた問い合わせに対し、迅速かつ適切な支援を行う。なお、全ての問い合わせは内容に応じて分類し、次に示す目標時間内に対応を行う。</p> <p>1 一次回答/状況報告 問い合わせ受付後、受注者は目標時間内に状況確認を行い、発注者へ原因や解決方法、対応スケジュール等を提示する。</p> <p>2 解消 全ての問い合わせは、目標時間までに解消する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 重大な案件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次回答/状況報告 受付後 1 時間以内</li> <li>・ 解消 24 時間以内</li> </ul> </li> <li>▶ 重要な案件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次回答/状況報告 受付後 4 時間以内</li> <li>・ 解消</li> </ul> </li> </ul>

			翌営業日以内 ▶ 軽微な案件 ・ 一次回答/状況報告 翌営業日以内 ・ 解消 内容により個別相談
		障害の除去と報告	提示したスケジュールに基づき対応し、対応報告についてレポートにより報告する。
	セキュリティ対策	ウィルス定義ファイルの更新頻度	適宜。
		セキュリティパッチの適用頻度	適宜。
業務報告	定期点検等	バックアップ	週次による差分バックアップの実施 月次によるフルバックアップの実施
		ログ収集解析	定期報告 2回/年

## 第2条 システム運用支援

導入したシステム・基盤のサポートとして、必要な運用支援を行うこと。運用支援の内容は下記に記載の内容を標準とするが、詳細は発注者並びに受注者が協議の上、内容を決定するものとする。

分類	項目	内容
フォローアップ	研修会の実施	必要に応じて希望者を対象に1回/年の実施。
システム改良	属性情報の追加・削除	現行プログラムの改変を伴わない改良について、発注者の求めに応じて双方協議の上、速やかに対応すること。
レイヤ設定	レイヤの登録・追加・削除	発注者の求めに応じて双方協議の上、速やかに対応すること。
権限設定	権限の登録・追加・削除・変更等	発注者の求めに応じて双方協議の上、速やかに対応すること。
データ更新	定期的なデータ更新フロー	発注者側で用意する更新用データのフォーマット、システムへの取り

		込み手順を示した、システム稼働後の地番図の定期的なデータ更新フローを明確にすること。また、定期的なデータ更新は、発注者側の操作のみで容易かつ安全に更新を可能とし、都度の追加書用を発生させない、セルフメンテナンス機能を有すること。
--	--	--

## 第13章 成果品

本業務において提出すべき成果品を定める。

### 第1条 成果品の提出

受注者が提出すべき成果品は下記のとおりとする。なお、下記成果品は必ず提出であり、その他補足資料等があれば併せて提出すること。

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 作業報告書  | 1 式 |
| (2) 公開型 GIS                                      |     |
| ① 公開型 GIS (ソフトウェア使用权)                            | 1 式 |
| ② 公開型 GIS ポータルサイト                                | 1 式 |
| ③ 公開型 GIS 用住宅地図データ (サーバ格納)                       | 1 式 |
| ④ 公開型 GIS 用民間地図データ (サーバ格納)                       | 1 式 |
| ⑤ 公開型 GIS 操作マニュアル (紙媒体・PDF 形式)                   | 1 式 |
| (3) 公開型 GIS データ更新・住民通報対応基盤                       |     |
| ① 公開型 GIS データ更新・住民通報対応基盤 (ソフトウェア使用权)             | 1 式 |
| ② 公開型 GIS データ更新・住民通報対応基盤 CMS 機能                  | 1 式 |
| ③ 公開型 GIS データ更新・住民通報対応基盤用<br>住宅地図データ (サーバ格納)     | 1 式 |
| ④ 公開型 GIS データ更新・住民通報対応基盤用<br>民間地図データ (サーバ格納)     | 1 式 |
| ⑤ 公開型 GIS データ更新・住民通報対応基盤<br>操作マニュアル (紙媒体・PDF 形式) | 1 式 |
| (4) 各種データ整備                                      |     |
| ① 空中写真撮影成果                                       |     |
| ◆ 製品仕様書 (紙媒体・PDF 形式)                             | 1 式 |
| ◆ 撮影標定図 (紙媒体・PDF 形式)                             | 1 式 |
| ◆ 撮影記録簿及び精度管理表 (紙媒体・PDF 形式)                      | 1 式 |
| ◆ 外部標定要素成果表 (紙媒体・PDF 形式)                         | 1 式 |
| ◆ 数値写真画像ファイル (TIFF 形式等・電子記憶媒体格納)                 | 1 式 |
| ◆ 数値写真サムネイル画像 (TIFF 形式等・電子記憶媒体格納)                | 1 式 |
| ◆ 品質評価表 (紙媒体・PDF 形式)                             | 1 式 |
| ◆ 標定点測量成果簿 (紙媒体・PDF 形式)                          | 1 式 |
| ◆ 同時調整成果 (紙媒体・PDF 形式)                            | 1 式 |
| ② オルソ画像データ                                       |     |
| ◆ 製品仕様書 (紙媒体・PDF 形式)                             | 1 式 |
| ◆ オルソ画像データファイル (TIFF 形式等・サーバ及び電子記憶媒<br>体格納)      | 1 式 |

◆ 位置情報ファイル (TFW 形式等・電子記憶媒体格納)	1 式
◆ オルソ画像データ精度管理表 (紙媒体・PDF 形式)	1 式
◆ 品質評価表 (紙媒体・PDF 形式)	1 式
③ 衛星画像データ	
◆ 衛星画像データ (GeoTIFF 形式・サーバ格納)	1 式
④ 公開型 GIS データ更新・住民通報対応基盤	
◆ 同基盤データとして整備したデータ (shape 形式・サーバ格納)	1 式
(5) テスト関係資料	1 式
(6) 操作研修資料	1 式
(7) 打ち合わせ協議簿	1 式
(8) その他発注者の指示するもの	1 式